

# 職員の懲戒処分等に関する公表基準

白 井 市  
令和4年6月30日制定

## 1 目的

公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図るため、市長が地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分等を行った場合は、原則として以下の基準により公表することとし、もって市政の透明性を高めるとともに、職員の公務員としての自覚を促し、不祥事の未然防止に資することを目的とする。

## 2 公表する懲戒処分等

- (1) 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 上記以外の処分であって、社会的影響等を勘案し、公表する必要があるもの

## 3 公表する内容

- (1) 原則として公表する内容は、次のとおりとする。
  - ア 被処分者の職名
  - イ 被処分者の年齢
  - ウ 処分内容
  - エ 処分年月日
  - オ 事実の概要
- (2) 収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響の大きな事件については、所属名、氏名等についても公表するものとする。

## 4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、市ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととする。

## 5 監督責任に係る懲戒処分等の公表

懲戒処分の監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、上記2から4までを準じて行う。

## 6 公表の例外

事件の性質上、被害者等が公表しないことを求めている場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

## 7 基準の適用

この基準は、令和4年7月1日以降の懲戒処分等について適用する。